

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等に対する  
金融上の措置について

令和7年12月16日  
大船渡市農業協同組合

今回の令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う被害により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対しまして、状況に応じ以下金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、お客さまのお取引のある店舗までお願い申しあげます。

1. 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、貯金者ご本人のお申し出であることを確認させていただいた上で、お支払について柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
2. ご事情により、定期貯金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。  
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
3. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
4. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載および取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
5. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
6. 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
7. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあられたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関しましてもご相談に応じさせていただきます。
9. 罹災証明書が必要な手続きにおきましては、市町村の交付状況により柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
10. 休日および平日の時間外対応につきましても柔軟に対応させていただきますので事前にご相談ください。

○災害救助法適用市町村

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、  
田野畠村、普代村、野田村、洋野町